

組合員の皆様へ

出資証券ペーパーレス化（電子化）についてご案内

平素より J Aいちかわの事業にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、組合員の皆様からお預かりした出資金につきましては、これまで出資証券を発行してきましたが、全国的な出資証券のペーパーレス化（電子化）の流れから当 J Aにおきましても、令和 4 年 1 月より出資証券を不発行とし電子的に一元管理いたします。

組合員としての権利等に何ら変わりはなく出資口数・出資金額に変更はございません。

今後、出資内容につきましては、「出資配当金お支払のご案内」を今までどおり毎年 4 月にご郵送してお知らせいたしますのでご確認ください。

また、組合員の皆様からのご請求時には「出資金残高証明書」を随時発行させていただきます。

尚、出資証券のペーパーレス化に伴い、出資証券のご返却など特にお手続きの必要はございません。

ご不明な点がございましたら、最寄りの支店までお問い合わせください。

令和 3 年 9 月

市 川 市 農 業 協 同 組 合
代表理事組合長 時田 正一

出資証券ペーパーレス化（電子化）に関するQ&A

Q.なぜ出資証券をペーパーレス化するのですか？

A.出資証券は、貯金通帳や証書と異なり、日常的に使用することはありません。また、長期に亘って保管しなければなりません。相続、譲渡、名義変更等の手続きの際、出資証券紛失のお申し出を受けることがございます。出資証券をペーパーレス化とすることで、その際の手続きが簡素化され、組合員の皆様のご負担を減らすこととなります。

Q.ペーパーレス化された後、残高の確認はどのようにすればいいですか？

A.組合員の皆様からお預かりした出資金の管理は、組合員名簿により電子的に一元管理いたします。今後につきましては、毎年ご案内（郵送等）の「出資配当金お支払のご案内」で出資金残高をご確認いただくこととなります。

Q.氏名・住所が変わったときはどうすればいいですか？

A.ご本人様を確認できる書類（運転免許証など）とご印鑑をお持ちの上、お近くの窓口にお越してください。変更内容により組合所定の手続きを取らせていただきます。

Q.将来の譲渡・相続などの手続きの際には、何をもっていけばよいですか？

A.譲渡の場合は、ご本人様を確認できる書類とご印鑑を、相続の場合は前述の書類、印鑑に加え、相続に必要な書類等があり、さまざまなケースがございますので、最寄りの支店へお問い合わせください。

Q.配当金はでますか？

A.法令等に基づき当組合の業績等を考慮し、年度ごとの配当の可否・配当対象・配当率が総代会で決定されます。